

2 生活衛生課関係業務

2－1 食品衛生関係

食中毒防止及び食品の安全を確保するため、令和6年度青森県食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行い、また講習会を実施し食品衛生の知識の普及啓発に努めた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況

食品衛生法に基づく営業許可に係る業務を行うとともに、食中毒の発生を未然に防止するため、営業施設に対して監視指導を行い、食品衛生の確保に努めた。

(1)－1 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設数及び行政処分件数

区 分 業種・年度計		営業 施設 数	許可件数		廃 業 施 設 数	監 視 指 導 件 数	処分件数					注意又は勧告	
			新 規	継 続			営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 廃 棄	そ の 他	文 書	口 頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	242	68		2	92						79	13
	仕出・弁当	34	11		1	20						18	2
	旅館	24	8			10						10	
	臨時	239	85			69						10	59
	その他	354	115		8	164						135	29
調理の機能を有する自動販売機													
食肉販売業		47	16			29						19	10
魚介類販売業		72	19			31						26	5
魚介類競り売り業		4	1			1						1	
集乳業													
乳処理業		1	1			1						1	
特別牛乳搾取処理業													
食肉処理業		4	2			8						8	
食品の放射線照射業													
菓子製造業		130	50		1	75						70	5
アイスクリーム類製造業		9	3			7						5	2
乳製品製造業		1	1			1						1	
清涼飲料水製造業		13	6			15						11	4
食肉製品製造業		1	1			1						1	
水産製品製造業		47	21			27						27	
氷雪製造業		3	1			1						1	
液卵製造業													
食用油脂製造業													
みそ又はしょうゆ製造業		9	3			3						3	
酒類製造業		4											
豆腐製造業		4	1			2						2	
納豆製造業		3				1						1	
麺類製造業		6	1			4						4	
そうざい製造業		77	32			50						45	5
複合型そうざい製造業													
冷凍食品製造業		2											
複合型冷凍食品製造業													
漬物製造業		93	59			77						73	4
密封包装食品製造業		28	14			20						19	1
食品の小分け業													
添加物製造業		1											
R6		1,452	519		12	709						570	139
R5		945	438		22	557					1	477	80
R4		529	323		4	334						323	11

(1)－2 旧食品衛生法に基づく許可を有する許可施設数及び行政処分件数

区 分 業種・年度計		営業 施設 数	許可件数		廃 業 施 設 数	監 視 指 導 件 数	処分件数					注意又は勧告	
			新 規	継 続			営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 廃 棄	そ の 他	文 書	口 頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	191			71	41		1				23	18
	仕出・弁当	79			27	17						16	1
	旅館	18			13	3						3	
	臨時	36			55	11						2	9
	その他	286			138	46						28	18
菓子製造業		129			69	41						29	12
乳処理業					1								
特別牛乳搾取処理業													
乳製品製造業					1	1						1	
集乳業													
魚介類販売業		93			37	32						26	6
魚介類競り売り営業		8			2								
魚肉練り製品製造業		3			4	2						2	
食品の冷凍又は冷蔵業		6			2	1						1	
缶詰又は瓶詰食品製造業		15			5	5						5	
喫茶店営業		4			1	2						2	
あん類製造業		2				6						6	
アイスクリーム類製造業		37			16	18						11	7
食肉処理業		6			2	2						1	1
食肉販売業		32			20	17						10	7
食肉製品製造業		2			1								
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業		1											
マーガリン又はショートニング製造業													
みそ製造業		17			6	5						3	2
醤油製造業													
ソース類製造業		6			3	2						2	
酒類製造業		2			1								
豆腐製造業		3			4	1						1	
納豆製造業		3			2								
めん類製造業		3			1								
そうざい製造業		93			48	29						26	3
添加物製造業													
食品の放射線照射業													
清涼飲料水製造業		5			6	3						3	
氷雪製造業		2			2								
R6		1,082			538	285		1				201	84
R5		1,620			447	341						223	118
R4		2,067			346	264						214	50

(1)－3 届出を要する食品関係営業施設及び行政処分件数

集団食中毒の発生が懸念される学校及び社会福祉施設等の給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は関係業界団体が作成した手引書に基づき、自主衛生管理状況の点検を実施し、不備事項に関する改善指導を行った。

区 分 業種・年度計		届出施設数	監視指導件数	処分件数				注意又は勧告	
				営業許可取消	営業禁止	物品廃棄	その他	文書	口頭
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）		61	9					7	2
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）		115	22					15	7
乳 類 販 売 業		227	29					21	8
氷 雪 販 売 業		1							
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）		44	1					1	
弁 当 販 売 業		1	9					1	8
野 菜 果 物 販 売 業		55	8					5	3
米 穀 類 販 売 業		22	1						1
通信販売・訪問販売による販売業		5							
コンビニエンスストア		60	7					7	
百貨店、総合スーパー		28	14					13	1
自動販売機による販売業（コップ式除く）		37	1					1	
その他の食料・飲料販売業		173	28					11	17
添加物製造・加工業（法第13条関係の製造除く）									
いわゆる健康食品の製造・加工業									
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）		6							
農産保存食料品製造・加工業		56	5					4	1
調味料製造・加工業		7							
糖 類 製 造 ・ 加 工 業									
精 穀 ・ 製 粉 業		4							
製 茶 業									
海藻製造・加工業		5							
卵 選 別 包 装 業		1							
その他の食料品製造・加工業		97	8					8	
行 商		4	2						2
集団給食施設	学 校	10	1					1	
	病 院 ・ 診 療 所	1							
	事 業 所	4							
	そ の 他	126	5					5	
器具、容器包装の製造・加工業									
露店、仮設店舗等における飲食の提供（営業以外）		3	1					1	
そ の 他									
R6		1,153	151					101	50
R5		1,066	155					135	20
R4		948	142					120	22

(1)－4 改正食品衛生法に基づく許可を有する市町別営業許可施設数

市町名 業種・年度計	五 所 川 原 市	つ が る 市	鯉 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町	そ の 他	計
飲食店営業	343	126	48	35	42	27	272	893
調理の機能を有する自動販売機								
食肉販売業	19	13	5	4	5	1		47
魚介類販売業	18	9	9	8	1	15	12	72
魚介類競り売り業	1			2		1		4
集乳業								
乳処理業			1					1
特別牛乳搾取処理業								
食肉処理業	1	2	1					4
食品の放射線照射業								
菓子製造業	48	31	20	11	7	13		130
アイスクリーム類製造業	1	1	2	4		1		9
乳製品製造業			1					1
清涼飲料水製造業	3	2	2	1	2	3		13
食肉製品製造業	1							1
水産製品製造業	4	2	7	24	2	8		47
氷雪製造業	1			1		1		3
液卵製造業								
食用油脂製造業								
みそ又はしょうゆ製造業	2	4		1	1	1		9
酒類製造業	1		1	1	1			4
豆腐製造業	2	2						4
納豆製造業		3						3
麺類製造業	3	2		1				6
そうざい製造業	15	17	21	11	1	12		77
複合型そうざい製造業								
冷凍食品製造業				1	1			2
複合型冷凍食品製造業								
漬物製造業	22	26	19	8	8	10		93
密封包装食品製造業	9	3	4	1	3	8		28
食品の小分け業								
添加物製造業	1							1
R6	495	243	141	114	74	101	284	1,452
R5	367	152	62	63	57	63	181	945
R4	209	89	32	39	40	34	86	529

※臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(1)－5 旧食品衛生法に基づく許可を有する市町別営業許可施設数

業種・年度計 市町名	五 所 川 原 市	つ が る 市	鯉 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町	そ の 他	計
飲 食 店 営 業	299	67	74	46	43	43	38	610
菓 子 製 造 業	51	23	19	18	11	7		129
乳 処 理 業								
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業								
乳 製 品 製 造 業								
集 乳 業								
魚 介 類 販 売 業	17	10	26	21	3	9	7	93
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	2		1	4		1		8
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業				3				3
食品の冷凍又は冷蔵業	1	1		1	1	2		6
缶詰又は瓶詰食品製造業	2	2	3	1	3	4		15
喫 茶 店 営 業	4							4
あ ん 類 製 造 業	1	1						2
アイスクリーム類製造業	17	6	3	5	5	1		37
食 肉 処 理 業	2	2	1			1		6
食 肉 販 売 業	16	5	4		5	2		32
食 肉 製 品 製 造 業	1	1						2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業								
食 用 油 脂 製 造 業						1		1
マーガリン又はショートニング製造業								
み そ 製 造 業	4	7	1	1	1	3		17
醬 油 製 造 業								
ソ ー ス 類 製 造 業	2	1		1	2			6
酒 類 製 造 業		2						2
豆 腐 製 造 業	1	1			1			3
納 豆 製 造 業	1	1				1		3
め ん 類 製 造 業	3							3
そ う ざ い 製 造 業	16	22	23	20	2	10		93
添 加 物 製 造 業								
食品の放射線照射業								
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	1	1		2			5
氷 雪 製 造 業			1	1				2
R6	441	153	157	122	79	85	45	1,082
R5	604	251	225	205	101	126	108	1,620
R4	786	328	256	245	119	153	180	2,067

※臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(2) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除及び適正表示の徹底を図るため、令和6年度は、県内で製造及び流通する食品を収去し、衛生研究所において検査を実施した。

検査項 年度 検体名		検査した 収去検体数			微生物学的検査						理化学検査						放射性物質検査					
					良			不良			良			不良			良			不良		
		6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4
魚 介 類		3	3	2	3	3	2															
冷凍食品	無加熱冷凍食品	1	1		1	1																
	凍結前加熱済			1			1															
	凍結前未加熱	1	1	1	1	1	1															
	生食用冷凍鮮魚介類食品																					
魚介類加工品		2	3	2	1	1					1	3	2									
肉卵類及びその加工品		6	6	5	2	2	1				5	5	4									
乳 製 品		3	2		3	2																
乳類加工品																						
アイスクリーム類・氷菓		2	2		2	1			1													
穀類及びその加工品			3	1								3										
野菜類・果物・加工品		17	18	8							17	17	8		1							
菓 子 類		6	8	6							6	8	6									
清涼飲料水		4	5	4	1	1	1				3	4	3									
酒 精 飲 料																						
氷 雪				1			1															
水																						
缶詰・ビン詰食品		1	1	3			2				1	1	1									
その他の食品		8	4		2	2					6	2	1									
化学合成添加物																						
乳 類				2			1						1									
器具及び容器包装																						
おもちゃ																						
計		54	57	36	16	14	10		1		39	43	26		1							

(3) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品等の基準等逸脱は2件だった。

営業者に対しては、引き続き不良食品が発生しないよう指導を行った。

区分 食品名等・年度計		不良食品発生件数	消費者の届出	営業者の届出	保健所で発見	発見場所		不良理由					行政措置の状況					
						県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	整備改善	改善勧告	他の保健所に移送	その他
									細菌	化学								
食品	菓子類	2	1	1		2		2										2
	乳及び乳製品																	
	食肉及び食肉製品																	
	魚介類及びその加工品																	
	清涼飲料水																	
	麺類																	
	そうざい及びその半製品																	
	その他の食品																	
器具及び容器包装																		
R6		2	1	1		2		2										2
R5		4	1	1	2	2	2		1	1	1	1				1	1	2
R4		2	2			2					2							2

(4) 行政処分等の状況

令和6年度は、食中毒による営業停止処分を1件行った。

区分 年度		違反件数 (実数)	違反内容				違反条項						行政処分等内容						告 発
			異物	法定外添加物	規格基準	表示 その他	法六条	法十 条	法十二 条	法十三 条	法十九 条	法五十五 条	禁 止	停 止	廃 業	整備 改善	改善 勧告	そ の 他	
R6		1					1							1					
R5		1			1					1							1		
R4		1	1				1											1	

(5) 食中毒発生状況

令和6年度は、2件の食中毒事件が発生した。

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質／血清型等	原因施設	摂食場所	発生要因
1	R6. 11. 22	五所川原市	不明	2	2	0	11月19日に施設が調理・提供した食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	食事を喫食したことによる
2	R7. 1. 30	中泊町	10	6	6	0	1月29日に提供された食事（昼食又は試食品）	ノロウイルス（GⅡ）	不明	不明	昼食又は試食品を喫食したことによる
R6		発生件数 2 件		8	8	0	カンピロバクター・ジェジュニ 1 件 ノロウイルス（GⅡ） 1 件				
R5		発生件数 2 件		19	19	0	サルモネラ属菌 1 件 植物性自然毒 1 件				
R4		発生件数 1 件		1	1	1	動物性自然毒 1 件				

(6) 食品衛生関係講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会のほか、食中毒防止講習会や農産物等の加工食品に関する衛生講習会等を計 21 回実施し、受講者数は延べ 598 人であった。

区分 \ 年度		R6	R5	R4
食品衛生責任者	回数	15	12	11
	受講者数	466	356	280
その他	回数	6	8	1
	受講者数	132	135	10
計	回数	21	20	12
	受講者数	598	491	290

2-2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業施設関係

住民の日常生活と密接な関係にある理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生関係営業について、各々関係法令に基づき確認又は許可事務を行ったほか、施設の衛生確保について監視指導を行った。

(1)－1 生活衛生関係営業施設許可等の状況

区分 許可等・年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			興行場		
					旅 館・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	常 設	仮 設	計
許 可 (確認)	R6	3	7		2	7		9					1	1
	R5	4	5		3	5		8		4	4		1	1
	R4	2	11			3		3		1	1	1		1
廃 止	R6	15	8	4	3	4		7	1	2	3		1	1
	R5	7	13	5(3)	2	2		4	3	1	4		1	1
	R4	15	9	4(3)	5	2		7				1		1

(1)－2 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

区分 年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館			公衆浴場		常 設 興 行 場
					旅 館・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他	
R6		80	129	32	26	25		27	20	4
R5		59	113	29(22)	25	22		16	17	5
R4		70	86	15(0)	25	16		19	9	3

(1)－3 生活衛生関係市町営業施設数

区分 市町名・年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			常 設 興 行 場
					ホ テ ル 旅 館・	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	
五所川原市		84	176	29	19	30		49	9	10	19	6
つがる市		52	67	11	8	3		11	12	4	16	3
鰯ヶ沢町		19	25	4	9	8		17	4	3	7	1
深浦町		9	19	1	9	11		20	3	3	6	
鶴田町		19	24	6	4	2		6	5	5	10	
中泊町		17	32	3	3	5		8		1	1	1
R6		200	343	54(22)	52	59		111	33	26	59	11
R5		212	345	58(25)	53	56		109	33	28	61	11
R4		215	353	65(29)	52	53		105	36	25	61	11

(2) 建築物衛生関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、多数の人が使用し、又は利用する一定規模以上の特定建築物について立入検査を実施し、建築物の空気環境、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ昆虫等の防除等環境衛生の維持に関する事項について指導を行った。

また、建築物清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業及び建築物ねずみ昆虫等防除業等事業者の登録指導を行った。

(2)－1 特定建築物施設数及び監視指導件数

区分 市町名・年度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
五所川原市	1		10(7)	5(1)		3	3	22(8)
つがる市			4(4)	1(2)			2	7(6)
鱒ヶ沢町				1(1)		2(1)	1(1)	4(3)
深浦町				2				2
鶴田町			1	1(1)				2(1)
中泊町				1			1	2
R6	1		15(11)	11(5)		5(1)	7(1)	39(18)
R5	1(1)		15(4)	11(5)		5(1)	7(2)	39(13)
R4	1		15	11		5(2)	7(4)	39(6)

※()内は監視指導件数である。

(2)－2 建築物衛生に係る登録営業所数

区分 年度	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	計
R6	9(1)	1			8(1)	1	3(2)	1	23(4)
R5	9(3)	1			8(1)	1(1)	3	1	23(5)
R4	9(3)	2			8	1	3	1	24(3)

※()内は監視指導件数である。

(3) その他の施設数

区分 市町名・年度	遊泳用プール	火 葬 場	墓 地	納 骨 堂
五所川原市	3	3	174	3
つがる市		2	133	
鱒ヶ沢町	1	1	108	
深浦町		1	39	1
鶴田町	1	1	36	
中泊町	1	2	42	6
R6	6	10	532	10
R5	6	10	529	7
R4	6	10	529	7

※学校プール以外の遊泳用プール

2-3 化製場等関係

死亡獣畜の適正な処理について関係機関を通じて指導している。

死亡獣畜取扱場の設置状況

市町名・年度 \ 区分	焼却	埋却	設置年
五所川原市			
つがる市	1		昭和61年
鱒ヶ沢町			
深浦町			
鶴田町			
中泊町			
R6	1		
R5	1		
R4	1		

2-4 温泉関係

温泉利用施設については所要の監視・指導を行った。

また、温泉法に基づく温泉の掘削、動力装置及び利用許可に際し、申請に基づいて調査等を実施した。

(1) 温泉（源泉）及び利用施設の監視指導状況

年度 \ 区分	合 計	源泉・掘削 ・動力(増掘)	利用施設	備 考
R6	142	22	120	
R5	173	24	149	
R4	155	25	130	

(2) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町名	区分 年度	温泉数	掘削申請 (掘削許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
五所川原市	R6	46				
	R5	46				
	R4	47				1(1)
つがる市	R6	28				
	R5	28			1(1)	10(10)
	R4	27			1(1)	
鱒ヶ沢町	R6	10			1(1)	
	R5	11				
	R4	11				
深 浦 町	R6	14				
	R5	14				
	R4	14				
鶴 田 町	R6	16				
	R5	17				5(5)
	R4	17				
中 泊 町	R6	9				
	R5	9				6(6)
	R4	8				
計	R6	123			1(1)	
	R5	125			1(1)	21(21)
	R4	124			1(1)	1(1)